

(17)

I-0078

059

六

丙

接 受	昭 和 五 年 十 月 三 十 日	昭 和 五 年 十 月 三 十 日	昭 和 五 年 十 月 三 十 日
起 案	昭 和 五 年 十 月 三 十 日	昭 和 五 年 十 月 三 十 日	昭 和 五 年 十 月 三 十 日
決 裁	昭 和 五 年 十 月 三 十 日	昭 和 五 年 十 月 三 十 日	昭 和 五 年 十 月 三 十 日
完 結	昭 和 五 年 十 月 三 十 日	昭 和 五 年 十 月 三 十 日	昭 和 五 年 十 月 三 十 日
送 發	昭 和 五 年 十 月 三 十 日	昭 和 五 年 十 月 三 十 日	昭 和 五 年 十 月 三 十 日

第 八二六 號

昭和拾四年拾月廿六日

淨書

校合

發送

航空

管理局長

行政課 長 務官 主任

察 (航空便)

部 局長

局長

局長

局長

局長

I-0078

南洋部長官

事務部長官事務打合會開催ノ件

今般文部部長官ヨリ同省ニ於テ七月十四日ヨリ三日間

ノ際ニ以テ標記(兼職)開催可致旨申越スルニ付

長官下ヨリ右ノ出席希望ノ旨申越スルニ付

氏名至急申回報相成度

(起案用紙三號ノ二)

(日本標準規格 B. 5)

I-0078

發文一六三號

昭和十四年十月二十五日

文 部 次

拓 務 次 官 殿



學務課長並ニ視學官事務打合會開催ノ件

來ル十一月十四日午前九時ヨリ三日間ノ豫定ヲ以テ學務課長並ニ視學官事務打合會ヲ當省ニ於テ開催可致ニ付御參考ノ爲此段通知ス

追テ貴省關係側ヨリ御參列ノ同有之場合ハ其ノ官職氏名ヲ可成至急御通知相成度



寫送付 拓務局

I-0078



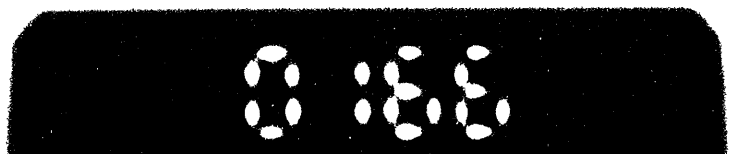
(電報譯文用紙甲)

第 八 二 六 號	昭和 年 月 日 午前 時 分 受 主任
宛 名 管 理 局 長	發 信 人 學 務 總 督 村 文 敏 為 長
電 報 譯 文	
十月二十七日附管行第一二六號文部省主權學務	
課長並ニ視學官打合會ニ本島ヲ新ルル也	
方視學官小川義明ヲ出席シ又メ後々	
ニ付可然否取部ヲ乞フ	
本部長 小川義明 堀地	

拓務省

(日本標準規格 B 5)

I-0078



報 電

送受信通電

送 4 時 分 電 報 局

オトリハカライコフ「セタリ

殿

五〇三五―二

受 三、四二

(455)

郵政省電信局

電信省

電信省

管第6796號
14.11.7
務 務

電

中郵2761/4.60

信 送 4 時 分 電 報 局

ウナ
タイワンブ シケフコタエ「一〇ツキニセヒツケカンコウダ イハ
一六ゴ ウモンブ セフシユサイガ クムカテフナラビ ニシガ
クカンウチアワセカイニホントウヨリシンチクシウチホウシガ ク
カンオガ ワヨシアキヨシユツセキセシメタキニツキシカルベク

五〇三五 トウケウイウビン
イリ一三五 タイホク五八六 コ三、一五
トウケフシ「
タクムセフ「
カンリキヨクテフ
至急官報
殿

管第816号
14.11-7
務務省管理局

14.11.6

(455)

郵政省電信局

電信省

電信省

I-0078

丙

第 八二六 號

決 裁 昭 和 拾 四 年 十 月 八 日

書 淨

合 校

透 發

昭 和 年 月 日

昭 和 年 月 日

午後三時五分

接 受 昭 和 年 月 日 施 行 昭 和 拾 四 年 十 月 八 日 完 結 昭 和 年 月 日

警 署 局 長 後 課 長 事 務 官 主 任

電 報 案

部 局 長

新 鮮 出 務 局 長
林 林 林 林 林 林
新 鮮 出 務 局 長
南 洋 船 長 官

完

I-0078

種符第八二六號 昭和 年 月 日 午前 時 分 受 電信局 主任		宛名 管理局長 發信人 榎本 總長官
電報譯文		
十月二七日 管行第八二六號 學務課長 迄ニ 視學官事務打合會議ノ件 當座 視學官 中澤 信治ヲ 出席 セシムルニ 付 出謀 承テ 旨ヲ		

(B5 石川網)

拓務省

(起案用紙三號ノ二)											
(日本標準規格 B. 5)											
十月二七日 附帶 榎本 文部省 榎本 總長官 視學官事務打合會ノ件 旨 回電 文 度 榎本 出席ニ 付 出謀 承テ 旨ヲ											

I-0078

電 報

送信通送送

3951

信 送
午
時
分
寄 送
寄 送
信 受

一〇ツキニセヒカンコウハ一六カ
カンシムウチアワセカイノケントウテフシガクカシナカサワノ
アジマシツゼキセシムルニツキノリヨウシヨウコフ「ナロ

官 報

トウケウイウピ
リムハハトヨハラ五三〇四、五〇
タクムセウカンリキヨクテフ

管行第816号
14.11.10
行務省管理局

14.11.9

管行第6886号
14.11.10
行務省

コハ、三八

送信通送送

I-0078

(電報譯文用紙)

拓 第 號 昭和 年 月 日 午前 時 分 受 主任

宛 名 朝鮮 部長 發 信 人 朝鮮 總督 府 學 務 司 長

電 報 譯 文

十月廿七日附管行第八一六號照會文部省
主權學務課長迄ニ視學會議ニ當付ヨリ
ノ出洋者ナシ右報告ス

拓 務 省

(日本標準規格 B 5)

I-0078

14.11.14

乙

起案	昭和四年十一月三日	施行	昭和四年十二月拾七日	完結	昭和四年	淨校	送發
接受	昭和四年十一月三日	施行	昭和四年十二月拾七日	完結	昭和四年	淨校	送發

第 八二五 號

決裁 昭和四年十二月拾七日

昭和四年十二月拾七日

管理局 長 行 長 務 爪

次官 文書課長

文部次官

次官

昭和四年十二月拾七日

I-0078

學務課長並ニ視學官事務打言南催ノ件

十月二十日附發文一三三號一照會標記ノ件並有關係あり
記者出席致度ニ付然即取計相成度

記

台灣^{總督府}南洋洲地務課長

小川義明

榊本莊視學官

中澤信治

備考
本件文部省ニ電話ヲ以テ連絡セ

(起案用紙乙類ノ二)

I-0078